# 『貧困の連鎖と就学援助制度』

# はじめに

# 第1章 貧困と学力の関係

第1節 児童の正答率と世帯年収

第2節 親の収入と卒業後の進路

# 第2章 社会の変化と若者への影響

第1節 労働市場の変化

第2節 家族形態の変化とその影響

第3節 貧困の悪循環

# 第3章 就学援助制度について

第1節 就学援助制度設立の背景

第2節 就学援助認定基準と申請から認定の流れ

第3節 就学援助制度の現状

第4節 一般財源化による影響

おわりに

#### はじめに

子どもが成長するにあたって、そこに家族の生活基盤の影響があるのは言うまでもない。 特に教育において、高等以上の進学費用を出してもらえるか、その影響は明らかである。 今や学校以外でも学べる場、習い事や塾が多くある。年々、塾や習い事に通う児童が増え ている。その背景には、競争化社会に伴い、企業は即戦力の人材を求めるようになった。 専門知識を最初から持っている人材である。その専門知識を学ぶためには短大や大学など の教育機関に行かなければならない。そのためには、他者との競争を勝ち抜いて進学しな ければならないが、その他者との差をつけるため、勝ち抜くため、誰もが平等に学べる学 校以外の場、塾や習い事に通う。

しかし、世の中には家庭の事情で誰もが平等に学べる学校にすら満足に通えない子どもたちがいる。義務教育段階において家族が子どもの教育にどれだけ投資できるかが、今後の将来に大きく関わってくる。家族に所得格差があるとしたら、それは子どもの教育の不平等へと繋がってしまうことになる。そして現実に家族間に所得格差が存在し、その結果教育費として子どもに支出できる額は家族間の間で異なる。低所得者にとって学校教育費が非常に大きな負担であることは想像できる。また家庭の所得格差により、十分な教育が受けられず、将来の選択肢が制限される実態がある。こうした点を考慮し、子どもをもつ家族に対して経済的支援を行うさまざまな制度がある。就学援助制度もそうした制度のひとつである。

就学援助制度は、申請書を自治体に出し、認定基準を満たしている者に対して、学校給食費や通学用品費、学用品費、修学旅行費を負担する制度である。この制度の受給率は年々増加している、新聞やメディアに取り上げられることも多くなったが、まだまだこの制度を知らないひとたちもいる。この制度の運営が自治体に任されていることから、各都道府県でも就学援助制度の受給率に差がある。そうした現状を踏まえて、就学援助制度を求めている人たちにこの制度が行きわたっているのか、使いやすい制度なのか、それを明らかにしていく。

本論文の第1章では親の収入とその児童の学力テストの正答率を表したグラフなどから、 貧困と学力の関係について迫る。第2章では、労働市場や家族形態がどう変化したか、貧 困がどのようにして連鎖していくのか、その流れを述べる。第3章では、就学援助制度に ついて、この制度の設立の背景、この制度がどういったものなのか、認定基準、申請から 認定までの経緯と制度の現状と課題を言及する。

### 1. 貧困と学力の関係

#### 1-1. 児童の正答率と家庭の世帯年収

貧困と学力は密接な関係にあるということは少なからず知っている人も多いと思う。貧困と学力が関係しているということは要するに、親の収入が子どもの将来に影響を及ぼすということである。親の収入とその児童の学力テストの正答率を表したグラフなどから、貧困と学力の関係について迫る。

図表1は、全国学力・学習状況調査の正答率と家庭の世帯年収との関係に関して、5つの 政令指定都市より100校を対象に追加調査を行った結果を図示したものである。図1を見 ると、世帯年収が上がるにつれて教科の正答率が徐々に上がっていることがわかる。このことから、年収が200万円未満の世帯の児童と年収1500万円以上の世帯の児童の正答率を比較すると約10%の差がある。義務教育の最初の段階で家族の所得格差により、これだけの差が表れるのは子どもたちにとって大きな問題ではないのか。

図表 1

# 児童の正答率と家庭の世帯年収1



図表 2 は、図表 1 との同調査における児童の正答率と学校外教育支出(学校教育以外の塾や習い事などに支出した金額)との関係を表したものである。学校外教育支出が多い世帯の児童ほど正答率が高い傾向が見られる。収入をより多く教育への支出に充てるなど、家庭の教育を取り巻く環境が学力に影響を与えている様子をうかがうことができる。また、「平成 20 年文部科学省の子どもの学校外での学習活動に関する実態調査」<sup>2</sup>で、年々学校外での学習活動、塾や習い事に通う子どもが多くなっていることがわかっている。その一方で、「厚生労働省の国民基礎帳査」<sup>3</sup>で年々、子どもの貧困率があがっていることもがわかっている。このことから、学校以外で、塾に通える児童とそうでない児童でますます学力に差がついてしまうことが予想されるのではないか。

<sup>1 (</sup>出典) 文部科学省「平成21年度文部科学白書」

<sup>(</sup>http://www.mext.go.jp/b menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296707.htm)

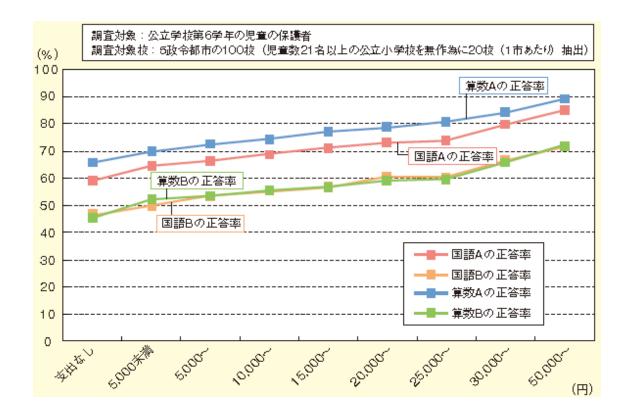
<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> (http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/20/08/08080710.htm)

<sup>3 (</sup> http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1\_03\_03.html)

学習能力の発達は本人の努力が必要不可欠であるが、低所得者の世帯では家庭の事情などで学び場の環境が整っていないのではないか。また、一般に経財水準の高い家庭の子どもたちは小学校段階から塾やその他の機関でテスト慣れをしているのに対し、そうでない地域の子どもたちはたとえゆたかな感性や知性を養っていたとしても、それをテストに発揮しにくいという傾向もある。

図表 2

## 児童の正答率と学校外教育支出 4



#### 1-2. 親の収入と高校卒業後の進路

図表3は高校3年生の予定進路と両親の年収との関係を図示したものである。両親の年収が高いほど、4年制大学への進学率が高くなり、高校卒業後就職する割合が低くなっているこが見てとれる。これは、卒業後就職はせず、短大や大学に進学する人が多いことを意味している。年収が400万以下の世帯でも、大学に進学していることは事実であるが高所得の世帯と比べるとその差は二倍もなる。

必ずしも大学に進学することがその人にとっていいとは限らない。しかし、世の中には 子どもが自分の夢のために短大や大学に進学することを望んでいながら、家庭の事情を考

<sup>4 (</sup>出典) 文部科学省「平成 21 年度文部科学白書」 (http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296707.htm)

慮し自分の夢とは違う選択肢を選ばなければいけない現実がある。所得が極端に低い世帯では、子どもが家庭の事情を理解していて、自分がしたいこと、学びたいことをいえない状況に置かれているのではないか(岩川 2007:25)。そういった意味で、高収入の世帯になればなるほど、子どもの将来の選択肢の幅が広がるのは事実ではないだろうか。

図表3

# 親の収入と高校卒業後の進路5



# 2. 社会の変化と若者への影響

#### 2-1. 労働市場の変化

1960 年代から 1970 年代初頭の高度経済成長期には日本独特な枠組みをもって出現した 青年期を日本型青年期モデルという。このモデルは雇用制度を前提とし成立された。この 時期に確立された雇用制度は新規一括制度、終身雇用制度などで構成され①最終学校前に 学校で就職先を斡旋されて送り出される、②卒業と同時に入社する、③社内で職業訓練を 受けるなどの特徴をもっていた(宮本 2012:67)。長期雇用慣行の中でスキルのない若者 を採用して職場で教育訓練を行い、年功的処遇をしていく日本型雇用システムでは、若者 にスキルがないことは採用の障害ではなかった(濱口 2013:20)。採用にあたって現代で

(http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296707.htm)

<sup>5 (</sup>出典)「平成21年度文部科学白書」

<sup>5</sup>注 1) 日本全国から無作為に選ばれた高校 3 年生 4000 人とその保護者 4000 人が調査対象。

注 2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:  $500 \sim 700$  万円未満」なら 600 万円)、合計したもの。

注3)無回答を除く。「就職など」には就職進学,アルバイト,海外の大学・学校,家業手伝い,家事手伝い・主婦,その他を含む。

<sup>(</sup>出典)東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

は自分が目指す分野の専門性、高いコミュニケーション能力が求められているように感じるが、この時期の日本ではなにができるのか、何を学んできたのかよりもどこを卒業したのかが重視され、労働市場を潤した。

しかし 1990 年代に入りバブル経済が崩壊すると労働市場を潤した日本型青年期モデルは徐々に崩れ始めた。最終学校卒業時(中学卒~大学院)に就職をしなかった者の割合を示すグラフがある。バブル経済崩壊のあとにその割合が増え続けている(宮本 2012:69)。高卒者の労働市場がまず悪化し、卒業時に就職先が決まっていないもの、フリーターが増加した。そのため学ぶ意欲が失われ高校を中退するものが増え、高校教育が空洞化した。ここで問題なのは、中退する(特に義務教育期間)ということである。学校から仕事へのスムーズな移行が行えず、若年期に不安定な就業を経験すると、その者のその後の人生が長期にわたって不利な状況に置かれる可能性がある(樋口 2013:133)。2000 年代に入ると、日本はグローバル化、IT 化により社内で職業訓練を受けなくても即戦力として使える人材を求めるようになる。採用にあたっては主に2つその分野の専門力、高いコミュニケーション能力が求められる。その2つを学べる場が学校なのである。だから中退したものは圧倒的に不利な状況になってしまうのである。

## 2-2. 家族形態の変化とその影響

日本の主産業が第一次産業から第二次産業へ、そして第三次産業へと変わる中、働く場が都市部へと移っていった。そのため、親を故郷に残したまま、地方から仕事を求め都市部へと人が集まった。その結果、核家族化が進行した。「家庭の教育力の低下」「コミュニケーションの希薄化」「青少年非行」「不登校」「児童虐待」など、教育面に関する問題の原因には核家族化があげられるのではないか。

たとえば旦那は外で仕事をし、妻は家の中で育児を行うのが一般的な家庭のスタイルである。しかし、隔たれた空間で子どもの相手をし続けて育児ノイローゼになり、結果、虐待を生むことがある。また、離婚が当たり前に出来る今の時代で、内縁の夫の存在が虐待を生むこともある。全ては人とのつながりの希薄さが生む、心の余裕が無いことでおきる事件ではないか。

誰かに頼るということが、核家族化が進む中で出来なくなってきているのではないか。 核家族化によって、育児に関する古い知識の伝達というものもできなくなってきているの ではないか。両親との同居が嫌だと思う人は少なくないが、親が居てくれたら経験や知識 を持って育児の方法を教えてくれる、手助けをしてくれる大きな存在でもある。

#### 2-3. 貧困の悪循環

貧困に関する問題は日本でも重要な問題として捉えられている。その中で「貧困の悪循環」という問題に注目する。なぜなら、貧困の悪循環とは親から子へと貧困が連鎖してしまうことであり、生まれてくる子の意思とは関係なく貧困が連鎖してしまうからである。

貧困の悪循環のメカニズムは労働市場や家族形態の変化により、しっかりした仕事に就けず、その者が親になり、子どもが生まれ、子どもの教育費が払えず十分な教育を受けられない。結果、子は就職ができず貧困に陥ってしまう。こういった悪循環が何世代に渡って起こってしまうことである。

# 3. 就学援助制度について

#### 3-1. 就学援助制度の設立の背景

義務教育段階の子どもを持つ家族への経済的援助策は、昭和初期から内務省(1938 年以 降厚生省)と文部省によって二元的にすすめられ、前者は、救護法(1929年)として、後者 は学齢児童就学奨励規定(1928年)として形成されたが、戦後においてもその二元方式が引 き継がれた。先に子どもへの教育費援助を始めたのは厚生省であり、救護法, 軍事扶助法、 母子保護法、そして学齢児童就学奨励規定などは新たに制定された、日生活保護法に統合 されることになった。教育費は生活扶助に含めて一括して支給されていたが、1948年の保 護基準第 8 次改訂にて別枠の半独立的取り扱いの費用とされた(小山 1951:34, 226,小西 (2014:192)より引用)。それまでの改定は、インプレーションに対応することを目的とし た「緊急暫定措寵(篭山 1978:221)に過ぎなかったが、この 8 次改訂では科学的な見地か ら個々人に必要な生活資糧を栄養学的見地から根本的に見直し(マーケットバスケット方 式)、生活扶助は約3倍になるなど保護基準が劇的に上昇することとなった。教育費が別枠 の取り扱いとして位置づけられたのも、この流れによるものであると考えられるが、同時 に戦争犠牲者の未亡人母子に対する援護と、貧困による長期欠席児童への関心が高まって いたことも影響していた(小山 1951:34,40;小川 1974:464,小西(2014:193)より引用)。そ して、新生活保護法制定後の1951年の第11次改訂にて、教育扶助が正式に創設されるこ とになる。

一方、文部省による就学奨励政策としては「学齢児童就学奨励規定」の後、しばらく行 われず、戦後は生活保護法が会面的に修学困難児童への援助を担うことになる。この理由 としては、教育費は他の生活費と一括して取り扱う方が適当であること、憲法 26 条の義務 教育無償の規定は、授業の無償であって、修学困難児童の保護は、経済的保護制度による ことが妥当であること、貧困に対しては専門家である福祉事務従事者が対することが望ま しいことなどが挙げられていた(小山 1951:24 9,小西(2014:193)より引用)。しかし、当 然ながらすべての貧困児童が被保護児童となるわけではなく、多くの子どもが貧困にさら され続け、長期欠席見童の問題は依然大きな関心を集めていた。そうした背景をふまえ、 文部省は 1951 年に、「昭和 26 年度に入学する児童に対する教科書用図書の給与に関する法 律」を時限立法として制定する。これは市町村が実施主体となり、国がその費用の2分の 1 を補助するというものであった。これが現在の就学援助制度の原型である。翌 1952 年に は恒久立法として「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」を公布 し、実施主体も国に変わった。しかし、財政緊縮のためこれが困難となり、「就学困難な児 童のための教科書害用図書の給与に対する国の補助に関する法律」(1956 年)を制定すると 同時に、実地主体は市町村に戻ることになる。この法律によって、教科書給与の対象はす べての新入学児童から、就学困難児童のみとなり、同時に国家負担も減少したため、この 時点における「就学困難な児童のための教科書用図書の給与に関する法律」の成立は、義 務教育無償という観点からみれば、「一歩後退」とも評価できるものであった(小川 1974:471, 小西(2014:192)より引用)。学校教育費の予算減のためか「義務教育無償」は困 難であったが、教育の機会均等」という理念は堅持され、就学困難児童への援助が確立し ていくこととなった(安達・手塚・伊藤・ほか 1961)。その後、修学旅行費や学用品費など

も援助の対象となり、現在の「就学困難な見童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」 (1956年)が制定された。これ以外にも、「学校給食法」 (1954年)による給食費の援助、「学校保健法」(1958年)の制定による医療費に対する援助が行われるようになる。

以上のように、就学援助政策は、厚生省の生活保護制度と、文部省の教科書無償制度、 就学援助制度によって二元的に進められ、現在に至っている。

#### 3-2. 就学援助制度の対象

日本国憲法 26条で「義務教育は、これを無償とする」と規定されているのにもかかわらず現実には多くの保護者負担が存在し、そのことが子どもたちの生活や学びに大きな影響を与えている。しかし、たとえ保護者が経済的に困難な状況にあったとしても、「子どもたちがお金のことを心配しないで学校で学ぶ」ことは保障されなければいけない。そのために権利としてあるのが就学援助制度である(高津 2009:81)。就学援助制度は、憲法第 26条 (「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」)を保障することを目的とした制度である。この制度は生活保護法第 6条第 2 項生活保護法の教育扶助を受けている小中学生、保護を必要とする状態にあるが、教育扶助を受けていない小中学生、要保護者に準ずる程度に困窮している小中学生に規定されている人を対象にしている。準要生活保護世帯の小中学生(要保護者数)は、教育扶助によって義務教育に関する学校給食費、通学用品費、学用品費が補助されている。

就学援助制度はこれらの生活保護世帯に対して、教育扶助の対象にならない修学旅行費等を支給している。それに加えて、生活保護に準ずる程度に困窮している小中学生(準要保護者)に対して、学校給食費や通学用品費、学用品費、修学旅行費といった義務教育に掛かる費用の一部を給付している(小林 2010:31)。教育にはお金がかかる。教育費だけでなく教育に使う学用品、交通費、クラブ活動費、校外活動費といった様々な費用がかかり、家庭を圧迫しているのではないか。この制度はほぼ満額に近い形で補助対象品を受け取ることができ、家庭の負担を減らすことができる。

#### 3-3. 就学援助の認定基準

就学援助と対象となるのは、教育基本法においては「経済的理由によって就学困難な者」(3条)、学校教育法においては「経済的理由によって、就学困難と認められ学齢児童・生徒の保護者」(25条、40条)、就学援助法において生活保護を受けている要保護者と「要保護者に準ずる程度に困窮している者」(就学奨励法2条、学校給食法7条3項、学校保健法17条)である準要保護者と、それぞれ定められているが、具体的な基準が全国規模で定められているわけではない(小西2004:198)。その理由は就学援助制度の運営が国ではなく、自治体に委ねられているからである。そのため認定基準も自治体によって違う。

多くの自治体で見受けられる客観的な認定基準として、前年の「所得が生活保護基準の一・三倍以下」といったような世帯の所得と生活保護との比較や、「市町村民税所得割の課税額が六万三六○○円未満」「四人家族ならば所得が二七○万円未満」といったような所得の数値基準がつくられている。この所得基準を「生活保護基準の一・○倍以下」としているところもあれば「生活保護基準の一・五倍以下」としているところもある(高津 2009:

83)

就学援助の認定については、自治体や学校に出された申請書をもとに教育委員会が認定を行う。「準要保護者」に対しての認定は、市町村が行っているため、自治体ごとに違いが出ている。準要保護者の認定は市町村の教育委員会によって行われるものとされ、福祉事務所長・民生委員に必要に応じて助言を求めることができるとされてきた(小椋 2008:24)。この制度を利用している人たちは基本的に、定期的に自治体や学校から配布される案内をみて申請、他人から教えてもらい申請しているようだ。その就学援助の案内をよく確かめることはとても重要で自治体によって異なる認定基準をよく把握することが重要である。また自治体によっては認定基準を詳しく記載していないこともある。少しでも子どもが学校で生活することに不安を感じたら、とにかく自治体に相談、申請してみることである。認定基準を超えていても、倒産・失業などの状況や家族構成の変化などの特別な場合には就学援助が認定される自治体もあるからである。

就学援助の申請についてあまり知られていないことがある。就学援助の申請は本人でなくてもいいということである。文部省は「市町村は保護者の申請の有無にかかわらず真に就学援助を必要とするものについて援助を行う必要がある」と文書で回答している。文部科学省の通知でも「保護者の申請の有無のみによって認定することのないようにすること」とされている。実際に、自治体で定めた就学援助費交付要綱で「校長が保護者に代わり教育委員会に申請することができる」としていることころもある(高津 2009:85)。さまざまな理由で保護者が申請できないこともある。教育委員会、学校が必要な子どもへの就学援助に取り組むことができる。

全国的に少ないが、外国人のために、外国語での案内を出している自治体もある。就学援助制度の保護者への案内が、日本語のほかにも、英語、中国語、韓国語の合計四か国で用意されている。文科省も通知で「就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況も踏まえつつ、英語や外国人登録の多い国籍の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること」としており、ほかにも日本語以外での就学援助の説明を行っている自治体がある(高津 2009:98)。

#### 3-4. 就学援助の現状

近年、援助を受ける子どもの割合が増えている。その要因としてリストラなど就業環境の変化と家族の多様化が考えられる。2006年に文部科学省が教育委員会を対象に実施したアンケート調査によれば、「企業の倒産やリストラなどによる経済状況の変化」が全体の約8割を占める。「離婚等による母子・父子家庭の増加」が全体の6割程度あることがわかっている(鳫2009:100)。近年、家計が厳しい母子家庭が増えている。若者がなかなか正社員になれない状況があるが、母子家庭にもやはり同じことがいえる。2007年の東京都の調査によると、1997年は、母子家庭の約7割が正社員であった。ところが5年経った、2002年では、正社員の割合は5割に減少した。さらに5年経った2007年では、母子家庭の母の4割位しか正社員になれず、10年前と比べて半減した。この間20パーセント弱から50パーセント以上に増加している(鳫2009:101)。「企業の倒産やリストラなどによる経済状況の変化」、「離婚等による母子・父子家庭の増加」このふたつの要因は深く関わっていると思う。企業の倒産やリストラなどによる経済状況の悪化が、家庭でのトラブルを引き起

こし、離婚等による母子・父子家庭の増加を招いているのではないか。その結果、就学援助を利用する人たちが増えたのではないか。

## 3-5. 一般財源化による影響

就学援助制度の財源の補助については平成17年度より、税源移譲を行ったため国の補助は廃止された。その分は地方交付税交付金からまかなうこととなったため自治体への負担も増した(岩川2007:154)。法律改正前は就学援助制法、学校保健法、学校給食法などの法令で、市区町村に対して予算の枠内で国が補助する仕組みとなっていた。それが「三位一体改革」のなかで就学援助法などが改正され、「準要保護」に対する国の補助金が二〇〇五年度から廃止された。そのため、ほとんどが地方交付税交付金による措置となり、国としての就学援助に対する財源保障は大きく後退した(高津2009:102)。

図表 4 就学援助受給率の推移(%) 6

|       |      | a<br>要保護児童<br>生徒 | b<br>準要保護児<br>童生徒 | c<br>公立小・中<br>学生数 | (a+b)/c<br>就学援助受<br>給率(%) |
|-------|------|------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|
| 2001年 | H13年 | 101,824          | 958,166           | 10,907,144        | 9.7                       |
| 2002年 | H14年 | 110,792          | 1,040,577         | 10,722,709        | 10.7                      |
| 2003年 | H15年 | 123,055          | 1,132,543         | 10,593,782        | 11.9                      |
| 2004年 | H16年 | 130,635          | 1,206,192         | 10,478,730        | 12.8                      |
| 2005年 | H17年 | 132,104          | 1,244,759         | 10,426,587        | 13.2                      |
| 2006年 | H18年 | 133,705          | 1,277,367         | 10,388,635        | 13.6                      |
| 2007年 | H19年 | 132,372          | 1,290,110         | 10,339,407        | 13.8                      |
| 2008年 | H20年 | 131,033          | 1,305,128         | 10,301,213        | 13.9                      |
| 2009年 | H21年 | 136,648          | 1,351,465         | 10,248,027        | 14.5                      |
| 2010年 | H22年 | 147,755          | 1,403,328         | 10,139,812        | 15.3                      |

図 4 は 2001 年から 2010 年の 10 年での要保護児童生徒、準保護者生徒、公立小・中学数、就学援助受給率の推移を表した表である。図 4 を見ると 2001 年度から毎年 1%は増加していたのに対し、準要保護に対する国の補助金が廃止された 2005 年度から 2008 年度までの3 年間は就学援助制度受給率が、例年の伸び率と比べあまり伸びていない。このことから、この制度の財源が揺らいだため、自治体が就学援助制度の受給率の伸びを抑制した可能性ある。

就学援助制度の受給率の伸びしろの抑制とは、就学援助制度の認定基準を高めることである。例えば、制度の認定基準を家庭の年収350万以下の世帯としていたが、340万以下にすることである。認定基準をぎりぎりで満たしている世帯はこの変更で対象外となって

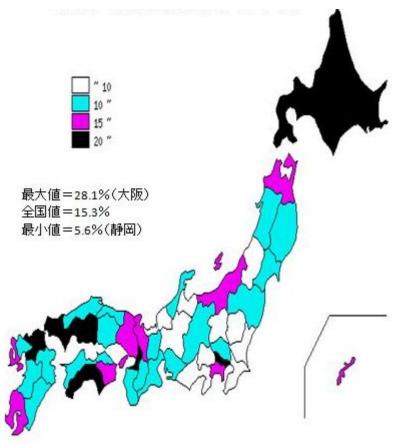
(http://tmaita77.blogspot.jp/2012/09/blog-post 11.html)

<sup>6 (</sup>出典) データのえっせい

しまう。そのほかにも、就学援助制度を受給できる人数を制限するなどである。実際に、2014 年、朝日新聞の6月9日の記事によると就学援助制度の支給枠を縮小した市区が全体の一割を占めたことがわかった。また認定基準である、世帯年収を引き下げるなどの対処を行っている自治体も出できている。しかし、この認定基準の変更より以前に制度を受給していた世帯に、変更に伴い認定基準を満たしていなくても制度の廃止はない(小西2004:33)。

図表 5

## 2010年の就学援助受給率マップ (%) 7



近年、増加傾向にある就学援助制度だが、使いにくい点もある。それは自治体によって 就学援助に対する案内のしかたが違うことである。また、就学援助制度についてしっかり とした説明が書かれていない自治体がある。制度の説明、給付の対象、認定基準などしっ かり伝えなければいけない説明がなされていない。

図表 5 は各都道府県の就学援助制度の受給率を色別に表したものである。図 5 の就学援助比率 20%を超えている地域では地方自治体が積極的にこの制度を推進している。この制度を使い家庭の負担を少しでも減らすため、定期的に有線放送や回覧板などで呼びかけている。また小、中入学をひかえた家庭に制度のちらしを送っている。一方で図表 5 の 10%を下回る自治体では就学援助の案内やちらしを配布していない、就学援助の説明がしっか

(http://tmaita77.blogspot.jp/2012/09/blog-post\_11.html)

<sup>7 (</sup>出典) データのえっせい

り明記していない、使いにくい制度となっている。また、この制度は申請者が本人、保護者でなくてもいい、学校側の人間も制度に関与できる。そのため、学校の人間もこの制度についてある程度知っている必要がある。それにもかかわらず知らない教員もいるようだ。教員対象の就学援助の説明会は、全国の約7割の市町村では行われていない。保護者対象の「就学援助説明会」を行っている例も非常に少ないである。全国の約8割の市町村が行っていない。また保護者対象の説明会が行われていても参加していないという保護者も多い(鳫2012:95)。

その原因として就学援助制度の運営を自治体に委ねていることがあげられるのではないか。また本来1番制度を必要としている世帯ほど、仕事を掛け持ちしていて忙しくて参加できない、家庭の事情を多く抱えているのではないか。そのため説明会に参加できないのではないか。住民にとってどの地域にいても同じように使いやすい制度でなくてはならない。

#### おわりに

本論文の最後に各章ごとのまとめと結論を述べる。

第一章では、児童の正答率は親の所得の影響を受けることがわかった。所得の差が広がれば広がるほど児童の正答率にも差がついた。塾や習いに通う児童が年々増えているのにもかかわらず、子どもの貧困率が増加している現状から、低所得世帯と高所得世帯で学力の差が広がるのではないかと推測する。また、高校卒業後の進路の選択という面でも親の所得は大きな影響を与えている。

第二章では、労働市場と家族形態の変化、親の貧困と悪循環について述べた。労働市場では、即戦力とし専門知識をもった人材を求めるようになった。家族形態の変化として核家族化が進んだ。女性の社会進出も進行し、共働きする世帯も増えた。こういった変化から子育てという面で親の負担が増えた。そのため育児のトラブルや虐待がおきた。こういった日本の社会の影響を受け、社会に取り残されてしまった者たちが、親になったとき貧困の悪循環は発生する。

第三章では、就学援助制度について述べた。就学援助制度は無償で学校給食費や通学用品費、学用品費、修学旅行費をほぼ満額で給付できる素晴らしい制度である。教育費に悩んでいる家庭に役に立つ制度である。しかし、就学援助受給率が年々増えているのにもかかわらず、いまだ国レベルで認定基準が定められていない。財政に余裕がない自治体は就学援助制度の認定基準を引き上げなければならず、こういった、自治体の財政の都合で、認定基準がほかと異なることや認定基準の引き上げによる影響、自治体の消極的な運営による制度の使いにくさがある。

以上のことから就学援助制度は子を持つ世帯にとって必要な制度といえるのではないか。この制度の運営は自治体で、その運営のしかたによる影響から、随分、各都道府県で受給率に差が出ている。またこの制度に対し、自治体が積極的でないと、この制度利用へのためらいも生まれ使いにくい制度となってしまう。また認定基準の引き上げも行われている。このような点を考慮すると、必要としている人にこの制度が行きわたっているか、使いやすさという点でまだまだ課題が残る制度といえるのではないか。また課題克服のためには、就学援助制度の財源をもっと国が負担すること、認定基準を全国で統一すること、国がこ

の制度の運営をするといった対処が必要である。

## <引用文献>

岩川直樹,2007,『貧困と学力』,明石書店

小椋佑紀, 2008, 「就学援助制度研究における社会福祉分野の課題」,『社会福祉学』 第39 巻第3号

篭山京,1978,『公的扶助論』,光生館

原咲子, 2012,「子どもの貧困とセーフティネット」,『跡見学園女子大学マネジメント学部 紀要』, 14号

小林庸平,2010,「就学援助制度の一般財源化」,『経済のプリズム』,参議院

小西佑馬, 2014, 「就学援助制度の現状と課題」, 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』, 第 95 号

高津圭一,2009,「就学援助制度の実態と課題」,藤本典裕・制度研編『学校から見える子どもの貧困』,大月書店

濱口桂一郎,2013,『若者と労働』,中央公論新社

樋口美雄,2013, 『若年者の雇用問題を考える』,日本経済評論社

宮本みち子, 2012, 『若者が無縁化する -仕事・福祉・コミュニティで繋ぐ』, ちくま新書

# <参考文献>

(http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/career/05010502/017.htm)

(<a href="http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\_prism/backnumber/h22pdf/20107803.pdf">http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\_prism/backnumber/h22pdf/20107803.pdf</a>)

(文部科学省、http://wedge.ismedia.jp/articles/-/2400?page=3)